

# 宇都宮市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に関するパブリックコメントについて

## 1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 26 年 5 月 12 日 ～ 5 月 23 日 まで
- (2) 意見の応募者数 1 名 (男性 1 人, 女性 人)  
意見数 5 件
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数		1				1

## 2 意見の処理状況

区分	処 理 区 分	数
A	意見の趣旨等を反映し、実施設計に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みと考えるもの	1
C	実施設計の参考とするもの	
D	実施設計に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	4
	計	5

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	今回の条例改正を合理的に消火器の準備の義務化することを達成させるには、義務付ける者を「対象火気器具等を設置使用する者」としたほうが火を使用する者が自ら意識し火災の予防を合理的に行えると考える。	B	消火器の準備につきましては、対象火気器具等を使用する場合としておりますことから、義務付ける者は基本的に「対象火気器具等を使用する者」となりますが、初期消火を有効に行いうる場合は、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数の対象火気器具等に対して共同して消火器を準備することも妨げるものではないと考えております。
2	改正条例施行後、火災の予防に関するその他の法令が遵守されるよう、主催者及び対象火気器具等を使用する取扱者に周知と指導はどのように行われるのか。	E	主催者及び対象火気器具等を使用する取扱者に対する周知と指導につきましては、改正条例の内容をはじめ、コンロ・発電機などの器具やプロパンガス・ガソリンなどの燃料の取扱いに関する事項等を記載した「リーフレット」を作成する予定であり、これを活用し、市ホームページや広報紙はもちろん、関係機関や団体などとも連携を図りながら、効果的に行ってまいりたいと考えております。
3	今回の改正は、火災事故を踏まえ防火管理体制等を整えるためと理解するが、資格や知識の不足している従事者に対し「火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準」等、理解させる手段として有効性、実効性があるのか疑問である。	E	今回の改正につきましては、福知山花火大会における火災事故を踏まえ行うものであり、火災時における被害拡大防止の観点から、消火器の準備を義務付けるほか、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、露店等の開設届出を義務付けることによりまして、露店等の配置や消火器の準備状況の確認をはじめ、対象火気器具等や危険物の取扱いに関する必要な指導などを、これまで以上に消防機関が事前又は現地において行うことができますことから、実効性が高くなるものと考えております。
4	対象火気器具等と来場した一般者との間に離隔空地や距離基準を設定してはどうか。また、事故が発生した場合の影響を最小限にする処置を講じることも必要ではないか。ぜひ技術的基準を検討いただきたい。	E	技術的な基準等につきましては、露店等の開設届出などに基づきまして確認や指導等を行うことを想定しており、今後、「指導要領」等の策定のほか、改正条例の内容をはじめ、コンロ・発電機などの器具やプロパンガス・ガソリンなどの燃料の取扱いに関する事項等を記載した「リーフレット」の作成を予定しておりますことから、これらの作成等に当たっての検討事項としてまいります。

5	対象火気器具等を使用する露店等の開設の届出の義務付けに対し、使用前の設置検査等を行う必要があると考えるが、届出には、設置検査が含まれるのか確認したい。	E	設置検査等につきましては、露店等の開設届出の提出を受けまして、露店等の配置や消火器の準備状況などについて確認するほか、催しの開催状況等も勘案し、必要に応じて使用当日に現地に赴き、対象火気器具等や危険物の取扱いに関する事項も含め、防火指導などを行ってまいりたいと考えております。
---	---	---	--